

中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、D Xによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、D Xを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしており、また、令和元年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、キャッシュレスによる地域の活性化を目指すこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、D Xの取組状況について、「D Xに関する取組を行っていない」「D Xの概念を聞いたことがない」と回答した企業が53.5%という結果が出ていることから、県内中小企業のD Xを推進するためには、企業の経営方針を決定する経営者層や社内でD Xを牽引する担当者層を対象に、D Xに関する基礎的な研修を実施することにより、デジタルリテラシーの向上を促進することが急務である。

このような状況から、県内中小企業におけるデジタル人材の育成のため、A Iやキャッシュレス等のデジタル技術の活用に向けた基礎的な知識やビジネスの現場で実施できる実践的なデータ活用事例等を学習するオンライン研修を実施する。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託
- (2) 履行期間 契約日から令和8年3月23日まで
- (3) 業務内容 別添「中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託 仕様書」のとおり

3 委託上限額

6,470,250円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

本企画提案コンペの参加希望者は、下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請の提出

ア 提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、
または「代表者事項証明書」の写し

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出する事

イ 提出期限 令和7年5月9日（金）11時まで

ウ 提出先 担当所属

エ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵便又は民間事業者による信書便もしくは
持参にて提出すること。なお、持参以外の提出の場合は、提出期限までに
電話で担当所属に受理の確認をすること。

オ 参加資格決定通知 令和7年5月16日（金）までに通知する。

（2）企画提案資料の提出

ア 提出書類 別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

イ 提出期間 参加資格決定通知から令和7年5月20日（火）12時まで

ウ 提出先 担当所属

エ 提出方法 郵便又は民間事業者による信書便、もしくは持参にて提出すること。
なお、持参以外の提出の場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の
確認をすること。

（3）選定のための審査基準

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・的確性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

・企画性（配点×2）

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっ
ているか。

・専門性（配点×2）

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると
判断できるか。

D Xに対する十分な知見や提案力を有していると判断できるか。

・計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

・経済性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっ
ているか。

また、本県への業務負担が少ない提案となっているか。

（4）第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結
果は、提案したすべての者に令和7年5月23日（金）17時までに電子メールで連絡す
る。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

（5）第2次審査（プレゼンテーション）の実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を
決定する。実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

時期：令和7年5月29日（木）を予定

形態：Web会議システム（Zoom）

プレゼンテーションの参加者には、実施日時、Web会議システムの接続に必要なURL、令和
7年5月26日（月）（予定）に行う接続テストの案内等について、令和7年5月23日
（金）17時までに電子メールで連絡する。プレゼンテーションにおける説明は、5（2）
で提出のあった企画提案資料により行うものとし、提出済みの企画提案書と画面共有機能で
投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。

6 質疑及び回答

（1）質問の受付期間

令和7年5月7日（水）12時まで

(2) 質問の提出

電子メールにより提出（様式自由、ただし企画はA4版）

※質問を送信したときは、必ず電話にて担当所属まで着信の確認を行うものとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月8日（木）17時までに三重県ホームページに掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

7 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の（1）から（3）の書類を1部提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書である「契約実績証明書」（第3号様式）。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県雇用経済部産業イノベーション推進課において行う。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託事業者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託事業者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

15 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当 山内、西村

電話：059-224-2318 ファクシミリ：059-224-2078

E-mail：sougyo@pref.mie.lg.jp